

# 東京圏プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

- (1) 委託業務名  
東京圏プロモーション業務
- (2) 業務の内容  
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約上限額  
金 23,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 費用分担  
受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (6) 公募内容に関する個別相談（任意）  
公募開始より 2019 年 10 月 4 日（金）までの間に、仕様書内容についての個別相談を実施する。希望する場合は本要領 8 に定める担当部署へ連絡すること（予約制）。なお、個別相談での質問内容は、10 月 16 日以降に応募予定者全員に対し、電子メールにて回答する。

## 2. 事業者選定スケジュール

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始          | 2019 年 9 月 25 日(水)        |
| (2) 公募内容に関する個別相談（任意）    | 2019 年 10 月 4 日(金)まで      |
| (3) 参加申請及び質問期限          | 2019 年 10 月 11 日(金)17 時まで |
| (4) 質問への回答              | 2019 年 10 月 16 日(水)以降     |
| (5) 企画提案書・見積書の提出期限      | 2019 年 10 月 25 日(金)17 時まで |
| (6) 企画提案会（プレゼンテーション）の開催 | 2019 年 10 月 29 日(火)（予定）   |
| (7) 受託候補者の決定・契約締結       | 2019 年 10 月末（予定）          |

## 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市指名停止基準要綱(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

#### 4. 応募手続きに関する事項

##### (1) 参加申請書の提出

- ① 受付期間 2019 年 9 月 26 日から 2019 年 10 月 11 日 午後 5 時まで
  - ② 提出場所 本要領 8 に定める担当部署
  - ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
  - ④ 提出書類
    - a. 参加申込書(様式 1 号)
    - b. 参加資格確認書(様式 2 号)
    - c. 法人登記簿謄本(提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本)
    - d. 団体概要(様式 4 号)
      - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
    - e. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近 1 年分、写しでも可)
      - ※ 滞納がないことが証明する納税証明書によること
      - ※ 当該市町村において上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること
  - ※ 神戸市の入札参加資格がある場合及び直近 3 ヶ月以内に神戸市経済観光局経済政策課に別件で提出しており、かつ内容に変更がない場合は、c 及び e の提出は不要。
  - ※ 共同企業体で参加する場合は(様式 6 号, 7 号)もあわせて提出すること。また、共同企業体の構成員となる企業についても c ~ e を提出すること。
- ⑤ 提出部数 各 1 部

## (2) 質問の受付

- ① 受付期間 2019年9月26日から2019年10月11日 午後5時まで
- ② 提出方法 質問票(様式3号)に質問を記入し、本要領8に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

## 5. 企画提案書・見積書の提出

(1) 受付期間 2019年9月26日から2019年10月25日 午後5時まで

(2) 提出場所 本要領8に定める担当部署

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 企画提案書の提出【8部】

- ① 様式自由・A4サイズの紙ベース
- ② 企画提案書では、下記の項目を必ず記載すること。
  - a 冊子全体のコンセプト案及びその理由
  - b 冊子の形態案(ページ数、サイズ、形態)
  - c 冊子の構成案
  - d 冊子の配布予定部数・配布方法、類似実績があればその実績(代表的なもの)
  - e 冊子作成にかかる神戸市内のクリエイターとの協業の手法
  - f 体験イベント企画案及び集客目標数、集客方法及び類似事業があればその実績(代表的なもの)
  - g 情報拡散方法(自社メディアや既存のSNS等を活用する場合は運用実績)
  - h 運営体制

(5) 見積書の提出【1部】

- a. 様式: 任意。内訳がわかるよう記載すること
- b. 用紙サイズ: A4サイズ

## 6. 選定方法・結果の通知・契約

「東京圏プロモーション業務」受託事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)で、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とします。

(1) 事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)

- ① 日時 2019年10月29日(火)(予定)

② 場所 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

③ 内容 企画提案書（様式自由）に基づくプレゼンテーション

（15 分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※説明の際は、選定委員の手許に事前に提出のあった企画提案書（紙）を用意しており、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

※説明の際は企画提案書のほか補足資料の使用を認める。補足資料を使用する場合は、審査会場に用意するモニター（HDMI 端子接続）に投影すること。

## （2） 選定基準

### ① 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出する。

総合点（120 点満点）

内容点（100 点） + 地元企業に対する優先的扱い（内容点の 10%） + 価格点（10 点）
--

### ② 内容点

内容点は、100 点満点とし、各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

### ③ 地元企業に対する優先的扱い

提案者の本社所在地が神戸市内である場合に、内容点に 0.1 を乗じた点数を付与する。

### ④ 価格点

価格点は、10 点満点とし、以下の式によって事務局が算出する（小数点以下第 1 位は四捨五入）。

価格点（10 点満点） =  $10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{事業者の提案価格})$

## （3） 注意事項

① 評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

② 委託予定業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。

③ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

a. 評価項目のうち「企画内容」の合計点数が最も高いもの

b. a が同点の場合は、評価項目のうち「配布」の合計点数が最も高いもの

以下、他の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。

## （4） 選定結果の通知

2019 年 11 月上旬に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募書類の提

出者全員に結果を通知する。

#### 7. その他の注意事項

- (1) 本プロポーザルの応募又は参加に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (6) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式5号）」により本要領8の担当部署に届け出ること。

#### 8. 問い合わせ先及び書類の提出先

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課 担当：高橋・大樫

電 話：078-984-0333 FAX：078-984-0337

電子メールアドレス：etb\_zigyo@office.city.kobe.lg.jp

## 評価項目

内容点(=1+2=100点)+地元企業に対する優先的扱い(内容点の10%)+価格点(10点)

評価項目	採点基準	配点
<b>1 目標達成に向けた工夫</b>		<b>80</b>
企画内容	仕様書に掲げた業務目的・ターゲットを踏まえたコンセプト設定となっているか。	20
	冊子の形態はターゲットに対し適切なものとなっているか。構成は業務目的に照らして十分なものとなっているか。	10
配布	ターゲットに対して効果的な配布方法になっているか。	20
イベント企画	ターゲットが神戸に興味をもち、行ってみたいと思えるような魅力ある企画となっているか。	10
	冊子のコンセプト及びその後の情報拡散を意識した実現可能かつ効果的な企画となっているか。	10
情報拡散	より多くのターゲットに関心を持たせ、次の行動を促す効果的な媒体・手法か。	10
<b>2 実施体制</b>		<b>20</b>
実施体制の確保	本業務を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	10
神戸市内のクリエイターとの協業	冊子作成にあたり、神戸市内のクリエイターとの協業方法が示されているか。また実現可能な方法となっているか。	10
<b>3 地元企業に対する優先的取扱い</b>		<b>10</b>
提案者の本社所在地が神戸市内であること	内容点×0.1 ※小数点第1位四捨五入	10
<b>4 事業費</b>		<b>10</b>
提案価格の適正さ	価格点=10点満点×(最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	10
		<b>120</b>